

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部長 野村 知司 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 叶 義文
雇用事業部会
部会長 小畠 治

就労継続支援A型事業所の事業廃止と大規模解雇を受けて(お願い)

平素より本会事業へのご理解・ご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、本年3月から7月にかけて、全国で就労継続支援A型事業所(以下、A型事業所)が329か所閉鎖され、約5,000人の障害者が解雇、退職に追い込まれる事態となっています。閉鎖した事業所のうち4割強は就労継続支援B型事業所への移行を選択していますが、それ以外の事業所を利用されていた方のその後を危惧しています。

報道では、本年4月に実施された障害福祉サービス等報酬改定による報酬の引き下げの影響という指摘もありますが、本会では①就労継続支援A型事業所の指定の在り方、②指定基準を満たしていない事業所への対応、について課題があると考えます。

1. 就労継続支援A型事業所の指定の在り方について

- A型事業所は「障害者への支援」と「最低賃金を支払えるだけの収益の確保」という2つの側面が求められる、非常に難しい事業です。
- それにもかかわらず、「必要な書類が揃っていれば指定を出す」という指定権者もあります。例えば、東京都ではA型事業所の指定にあたって、いくつかのハードルを設ける等の仕組みを導入しています。そういう取り組みを参考に、指定の在り方の検討が必要です。

2. 指定基準を満たしていない事業所への対応について

- 貴省の資料によると、指定基準を満たしていない事業所は50.7%(令和5年3月末日時点)となっており、平成29年4月の経営改善計画書提出に係る制度導入から7年が経過しているにもかかわらず、半数以上が指定基準を満たしていません。
- 感染症流行や物価高騰等、制度導入当時とは事業所を取り巻く環境も変化しているため、経営改善計画書を提出させるだけでなく、事業所個々の経営を支援する仕組み等の検討が必要です。

本会では、引き続き、障害のある方の「働く・くらす」を支えるべく、A型事業所の果たすべき役割を会員事業所と共有しながら、各地域において関係機関とも連携のうえ、働く場を失った方への支援、地域における質の高い働く場の確保・環境整備に努める所存です。貴省におかれましても、何卒ご検討いただきますようお願いいたします。